

安心(7)

同じ保育園に通う第一子と第二子について、同時期に二人が通うと第二子の料金が安くなり、時期が離れてしまうと、第二子でも第一子と同じ保育料金になってしまい、同じ第二子なのに料金に差が生じるのは納得がいかない。(名古屋市、30代男性)

〔回答〕

保育料の軽減については、国の保育所運営費国庫負担金の制度で、同一世帯から2人以上同時に保育所に入所している場合に、2人目以降の保育料を軽減することとなっております。

具体的な保育料の額や軽減方法などにつきましては、保育の実施主体であります市町村が独自に決め実施しておりますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。【健康福祉部子育て支援課】

精神障害者も身体障害者同様、障害者に変わりがないので、国または地方公共団体の御助力で精神障害者も身体障害者と同様に公共交通機関の割引などの福祉サービスを楽しむことができるようお願いしたい。(江南市、40代男性)

〔回答〕

精神に障害のある方が法律上の「障害者」と位置づけられたのは障害者基本法が成立した平成5年のことであり、身体・知的障害者に比較するとまだその歴史が浅く、認識が広まっていないこと、また、これまでは、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が添付されていないため本人確認ができないことなどもあって、公共交通機関の運賃割引の全国的な制度は実施されていない状況にあります。

平成18年4月には、障害のある方が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す障害者自立支援法が施行され、これまでの身体・知的・精神の障害種別ごとに分かれていた福祉施策が統合され、今後は、障害の種類等を超えた総合的な障害者福祉サービスの実施が期待される所です。

県としましては、これまで精神障害者の方が他の障害者の方と同様に県立施設の入場料の割引など各種福祉サービスを受けられるよう施策の充実に努めてきましたが、公共交通機関の運賃割引についても引き続き早期実現を国に強く要望してまいります。

また、今回いただいたご意見は、名古屋市へ伝えてまいります。

【健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室】

喫煙は百害あって一利なしだと思ふ。県はより一層の禁煙について前向きな指導をお願いしたい。併せて未成年者の喫煙防止も指導徹底してほしい。(一宮市、40代男性)

〔回答〕

たばこの煙が、がんを始めとする様々な疾患の危険因子であることは広く知られてきている所です。

そうした中、平成15年5月1日に施行された「健康増進法」は、「多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と施設管理者への努力規定とされております。

そこで、本県では、毎年、飲食店の組合、行政や教育、医療健康推進団体、ボランティア団体、などで構成する「愛知県たばこ対策推進会議」を開催し、各団体でのたばこ対策への取組や今後の

推進方法などを検討しております。

また、平成15年12月に策定した愛知県立施設受動喫煙防止対策推進計画では、平成19年3月末までに、すべての県立施設内において全面禁煙もしくは、全体分煙を実施することを目標に掲げ、期限内に目標を達成しました。

保健所においては、地域の児童や学生、PTA、市町村、事業者等に対して、タバコの害に関する講演やビデオ上映を実施し、禁煙支援・喫煙対策の普及啓発や意見交換を行っています。

また、平成16年8月から「受動喫煙防止対策施設認定制度」を設け、受動喫煙防止対策を行っている施設、店舗をホームページ等でPRすることで、受動喫煙対策の推進を図っているところです。

「受動喫煙防止対策認定施設データベース」のアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/tobacco/damedas/damedas.html>

本県としましては、今後も喫煙及び受動喫煙の健康に及ぼす影響を普及啓発するとともに、喫煙のマナー、ルールに関する知識についても普及啓発活動を行い、総合的なたばこ対策を推進していきます。

【健康福祉部健康担当局健康対策課】

喫煙は、青少年の健全な育成を阻害するものであることから、「愛知県青少年保護育成条例」では、青少年に対して喫煙のための場所を提供することなどを禁止しておりますが、未成年者の喫煙につきましては、大人や地域住民が進んで注意するなど、県民の皆様の御協力が不可欠であります。

このため、愛知県では大人や地域住民に青少年の健全育成の重要性を自覚していただくため、「青少年の非行問題に取り組む県民運動」を始めとして、各種の県民運動を展開し、地域ぐるみで青少年の健全育成や非行防止を推進しているところであります。

今後とも、愛知県青少年保護育成条例の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、県民総ぐるみの県民運動を展開することにより、喫煙防止を含めた青少年の非行防止対策を講じてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

【県民生活部社会活動推進課】

年金記録の照会を土、日、祝の休日でもできないか。また、国民年金対象者の場合、年金未納率が高いと聞かすが、未納滞納者に対しての指導についてはどうしているのか。(一宮市、40代男性)

〔回答〕

1 年金記録照会について

愛知県の社会保険事務所では、平日に相談できない方への相談時間を確保するために、毎月、第二土曜日の午後9時30分から午後4時までを原則とし、休日における年金相談を実施しています。

なお、毎週、月曜日には年金相談受付時間を午後7時までとし、年金相談窓口の延長を行っています。(厚生年金基金、個人年金についての照会是对応できませんので、それぞれの関係機関にご照会ください。)

年金相談の時間延長と休日相談につきましては愛知社会保険事務所のホームページでもご案内しています。(<http://www.sia.go.jp/~aichi/>)

また、その他の照会方法としまして、社会保険庁のホームページから申込みすることにより、あらかじめユーザーID、パスワードの発行を受けていただきますと、ご自身の国民年金・厚生年金

の年金加入記録をインターネットにて確認することができます。

2 国民年金未納者に対する収納対策について

現在、国民年金保険料の未納者に対しては、納付が困難と考えられる低所得者、納付が可能である中間所得者と高額所得者の所得階層に分けて、所得に応じた対策を下記のとおり実施しています。

【実施内容】

- ・ 低所得者層で未納と確認できた方については、各自治体から提供を受けた情報を活用し、文書及び電話等により国民年金保険料免除について勧奨等の事務処理を実施しています。
- ・ 中間所得者層で未納があると確認できた方については、納付書を送付する際に納付勧奨文書を同封しています。
また、その他の対策として、電話、戸別訪問等による納付勧奨も実施しています。
- ・ 高額所得者層については、文書等により中間所得者層と同様な納付勧奨を実施する他に、納付がなされない場合は更なる収納対策強化の取組みとして、国税徴収法を例とする国民年金保険料の滞納処分を実施しています。

【愛知社会保険事務局年金課】

2005年の新城市以北のAEDの設置台数は県施設11台、市施設3台でアンバランスであった。設置に際しては偏りの起こらないように市町村と調整すべきだと思う。(新城市、60代男性)

〔回答〕

平成16年7月1日付け厚生労働省通知により、心停止者に対して、医師などの資格を持たない一般の人でもAEDを使用することができるようになったことを受け、愛知県では、平成16年9月県議会で、神田知事が「AEDを普及しなければならない立場の県としては、多くの県民が利用される県の施設への配置を検討する。」と発言しました。

そこで、配置施設の調査を平成16年11月までにまとめ、整備に着手し、平成17年3月までに全ての県立学校も含む県の主な施設に270台のAEDを設置し、その後も整備を進め、現在は県の施設に340台を設置しております。

平成17年3月から開催された愛知万博では、会場において、4人の命が救われ、それを機に、その必要性がますます高まり、現在では各市町村においても徐々に設置が進んでいるところです。

詳細な設置の状況につきましては、愛知県のホームページの「あいちAEDマップ (<http://aed.maps.pref.aichi.jp/>)」をご覧ください。これは、AEDをいざというときに使えるよう、設置場所を県民の皆様へお知らせするため開設しているものです。

なお、東三河北部でのAED設置状況といたしまして、現在、県の施設に17台が設置され、市町村の施設につきましては15台が設置されております。

今後は、小中学校におけるAEDの設置状況を確認するとともに、すでにAEDが設置されている場所の情報を共有することにより、県民の皆様がいち早く対応できるよう「あいちAEDマップ」

のさらなる普及を関係部局とあわせて努めてまいります。

さらに、現在、一般県民の方や県職員がAEDの理解を深めていくよう、講習会等を実施しており、普及啓発に取り組んでいますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

【健康福祉部健康担当局医務国保課、教育委員会健康学習課】

近年、看護師不足が問題となっているので、早急な対策をお願いしたい。潜在看護師を発掘してはどうか。
(一宮市、40代男性)

〔回答〕

平成17年度に県内の医療機関を対象に、看護職員の実態調査を行いました。その結果看護職員の退職率が上昇傾向にあり、200床未満の病院においてその傾向が顕著で、病院の多くが新人看護職員に対する研修体制が未整備で、専任の研修担当者も整わない状況であったことから、県では独自の新人看護師の離職防止対策として、病院内教育を支援する職員を平成18年度から配置し、出張研修による新人看護職員の早期離職防止と定着支援に取り組んでおります。

退職された看護師の職場復帰支援策としては、看護職の方の就業促進を図るため、平成5年度から「愛知県ナースセンター」を名古屋市に、平成15年度から豊橋市にも設置して、来所やインターネットによる、求人・求職の登録、情報の提供、就業の斡旋、各種相談業務を行っており、毎年1,000名を超える方が就業され、昨年は1,186名の方が就業されております。

さらに、平成15年度から、総合看護専門学校内の看護研修センターで「看護職カムバック研修」を実施し、平成18年度までの4年間で受講者総数468名のうち約2分の1にあたる236名の方が職場復帰されています。

最後に、医療施設は、交替制、24時間体制など勤務形態の特殊性があるため、子どもを持つ病院職員が安心して勤務できる環境整備が重要であると認識しております。

院内保育所の整備は、病院職員の離職防止と再就業の促進の両面から有効であることから、民間病院等の保育施設の運営費を対象に、国庫補助事業及び県独自による補助を行っているところであります。
【健康福祉部健康担当局医務国保課】

愛知県社会福祉協議会主催の介護支援専門員更新研修を受講したが、研修時間が長く、休憩時間が短すぎるため、女性のトイレ長蛇の列であった。もう少し研修を短めに検討してほしい。

(瀬戸市、30代男性)

〔回答〕

介護支援専門員実務研修・更新研修についてのご要望ですが、この研修は、国が定めた事業実施要綱で研修の課程、時間数が定められております。

愛知県社会福祉協議会の研修は、この国の要綱で定める必要最低研修時間数を基に研修カリキュラムが組まれております。

したがって、介護支援専門員としての必要な知識と技術を習得するために不可欠な研修であり、また研修を適切に実施していくためには研修時間、期間を今以上短くすることは出来ない状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、トイレ等の休憩時間につきましては、研修生に女性が多いことも考慮した上で、「男子ト

イレを女性専用使用とする。」など、実施機関においても会場の状況に応じて、色々と工夫をしながら対応しているところであります。

今後は、これまで以上に研修生の受講状況を確認した上で、「休憩時間の延長」など、受講生になるべくご不便をお掛けしないよう一層配慮して開催するよう指導してまいります。

【健康福祉部高齢福祉課】